

# 盛土規制法に基づく高知県内での規制区域(案)の考え方について(高知市除く)

- 盛土規制法では危険な盛土等がされないよう、2種類の規制区域を指定することとなっている
  - ・ **宅地造成等工事規制区域** ⇒ 市街地や集落、その周辺など人家等が存在するエリア
  - ・ **特定盛土等規制区域** ⇒ 市街地や集落等から離れているが、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア

高知県では**令和7年4月1日からの規制開始**に向け、国が定めた実施要領に基づき各規制区域(案)を以下のように設定しました

## 「宅地造成等工事規制区域」の範囲

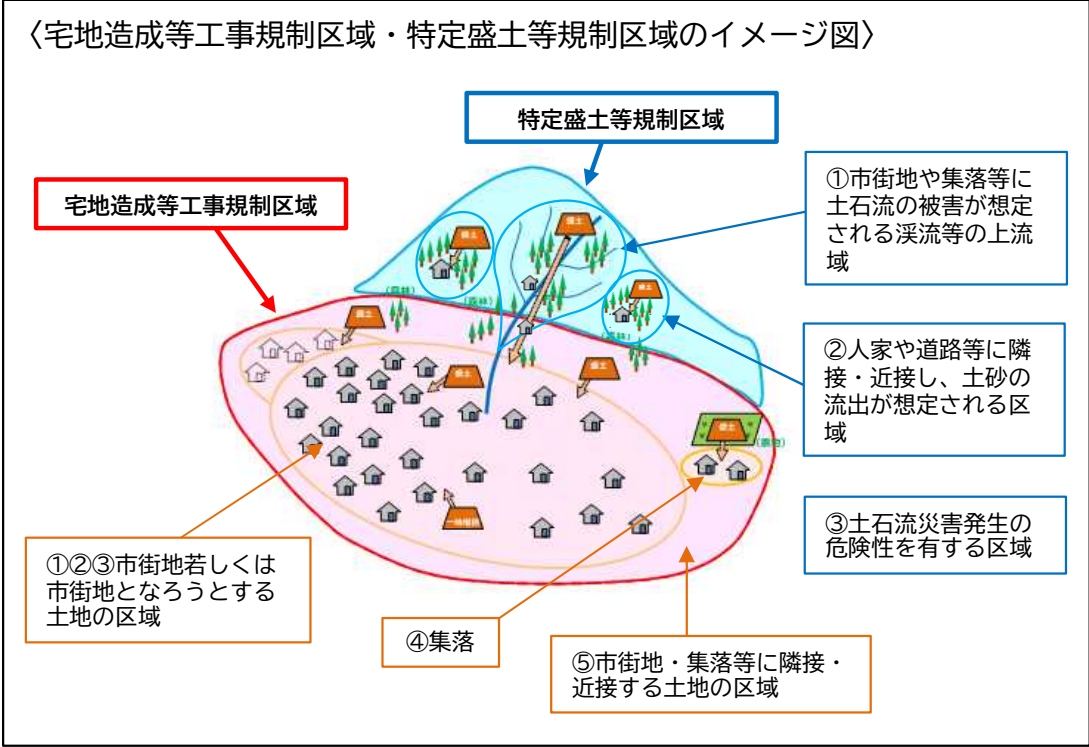
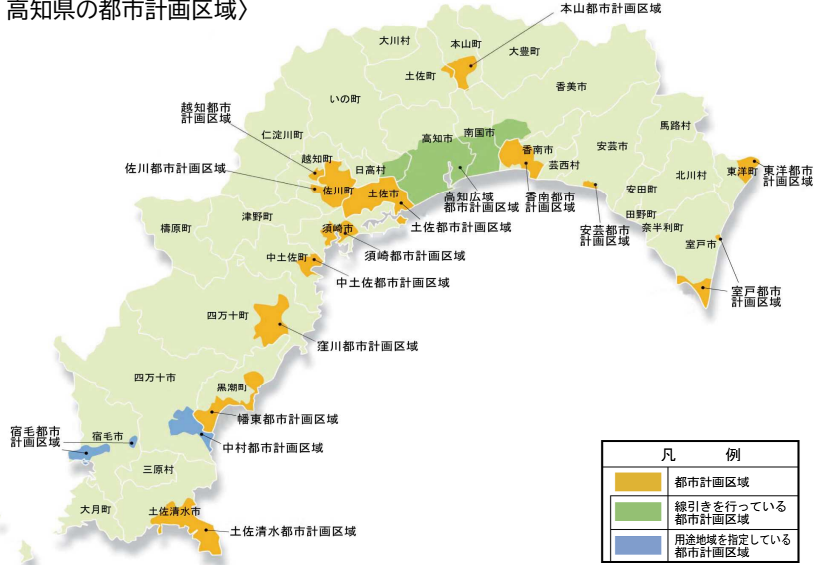
- ①高知広域都市計画区域内全域 (高知市、南国市、香美市、いの町)  
※高知市内は別途高知市長が指定します
- ②①以外の都市計画区域については下記の区域
  - ・用途地域(中村及び宿毛の都市計画区域)
  - ・立地適正化計画の各区域(中村、須崎及び土佐の都市計画区域)
- ③大規模盛土造成地
- ④集落の区域 (50戸以上の建築物が概ね50m以内で連たん)
- ⑤上記②～④の区域に隣接・近接する区域

} 市街地

## 「特定盛土等規制区域」の範囲

- ①市街地や集落等に土石流の被害が想定される溪流等の上流域
- ②人家や道路等に隣接・近接し、土砂の流出が想定される区域
- ③土砂災害発生の危険性を有する区域 (土砂災害特別警戒区域他)

〈(参考) 高知県の都市計画区域〉



※無人島や岩礁を除き、高知県全域で**宅地造成等工事規制区域(案)**及び**特定盛土等規制区域(案)**を設定しております